

身体障害者・知的障害者・精神障害者等運賃割引規則新旧対照表

現行	改定
	【適用範囲】 第 4 条 特別割引券において、この規則に定めのない事項については旅客営業規則を準用する。その際、特別割引普通券は普通券、特別割引回数券は回数券、特別割引定期券は定期券の取扱いをそれぞれ準用する。 以降、条番号を繰り下げ